

中学校不登校特例校開設構想（改定版）について

1 構想の背景

全国的に不登校児童・生徒の増加が続いており、多摩市でも特に中学生は令和3年度に出現率が6%を超えるなど、深刻な状況である。

現在、ゆうかり教室（適応指導教室）を不登校児童・生徒の居場所として様々な支援を行っているが、依然として学業の遅れや在籍校への復帰が困難であるなどの課題があり、指導・支援体制の強化と充実が必要な状況。

そのような中、令和2年11月に4つの目標と12の対策を掲げた不登校総合対策を策定。対策の1つとして教育機会確保法（平成28年12月）に規定されている不登校特例校の中学校を設置する検討について掲げた。

2 多摩市での特例校開設構想に関する経緯

令和元年度から都及び文科省に協議開始

令和3年5月 文科省から指定通知が発出

令和3年5月から庁内、議会、市民に対して開設構想の説明開始

令和3年7月 小学校施設内に設置する構想への不安を受け開設場所等の見直しを教育委員会で決定

令和3年9月～開設候補施設の情報収集及び調整を開始

令和4年1月 岐阜市の中学校不登校特例校に視察

3 中学校不登校特例校開設構想の見直しのポイント

① 学校種別の決定

従前の中学校不登校特例校開設構想では、小学校施設内に分教室型を開設する想定であった。分教室型は教員配当が十分ではないが、施設面では設置基準がなく大きな整備を求められないこと、当該小学校や本校となる中学校の教職員の支援により運営が可能と判断していた。

しかし、見直しの経緯に鑑みると、特例校の開設場所には開校中の小中学校を除外する必要があり、教職員の支援力が減少することから、不登校生徒の対応に必要な教員を確保するため、分教室型より教員配当の手厚い学校種別も選択肢となる。



② 開設場所の決定



特例校という施設の性格に親和性の高い施設のうちから、選択した学校種別に応じた規模や機能を有する施設を特例校の開設場所として選定する必要がある。

選定する開設場所によっては機能の複合化を検討する必要もある。

③ 開設時期の決定

新構想の検討にあたっては、学校種別及び開設場所に関する施設所有者（管理者）との調整と並行して、学校種別に応じた整備内容やカリキュラムの見直し・検討を踏まえて教育課程など新構想を練り直し、庁内での調整、特例校開設の認可申請、活用する補助金の事前協議及び申請、議会や市民への説明、施設整備、教職員の手配、入校手続き等を経て、開校するスケジュールを見定める必要がある。



4 開設場所の選定にあたっての現状での課題

① 資産活用のための議論

開設場所の設定にあたっては、市の保有・管理する公共施設を中心に検討することとなるが、これらの施設の基本的な考え方と今後の方向性は「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（以下「行動プログラム」と言う。）」で記述されている。

いずれの施設を活用するとしても、行動プログラムの従来の方針から変更することとなるため、庁内での検討に加え、取り組みの具体化に向けた市民向け説明会や意見交換を踏まえ、施設の更新内容を決定するプロセスが求められる。

② 整備費用の平準化の視点

開設する施設や特例校の種別によっては整備費用については相応の金額が想定されるため、他の公共施設の改修等の時期を見据えながら、市総体での改修費用の負担が平準化するようなスケジュールが望ましい。

③ 中学校不登校特例校開設構想の深化

この間、市長部局と協議を複数回行ってきた中で、教育委員会事務局内で、想定規模、教育内容、産官学での連携など、学校種別及び場所の選定を進めるうえでさらなる検討を行っている。

④ 市民との情報共有

開設構想の再検討に至った経緯に鑑みると、学校規模、教育内容、開設場所については早い段階から市民説明等を行うことで、地域や児童・生徒、保護者の理解を得て開設に至ることができる。

5 今後の予定（目標）

令和4年度	中学校不登校特例校概要（学校種別・場所）の庁内での合意
令和5～6年度	開設に向けた準備
令和6～7年度	特例校の開設を目指す